運営費交付金削減に伴う本学の対応に係る提案内容について（案）

１．給与支給額の削減を提案する経緯

（１）平成２４年５月１１日の閣僚懇談会において，財務大臣から以下の発言があった。

①給与改定臨時特例法に基づく国家公務員給与の削減相当額は復興財源に充てることとしているが，人件費の見直しは独法等を含む公的部門全体で取り組む必要があり，これによる財源は，復興に活用していきたい。

②運営費交付金により人件費が賄われている独法等については，国家公務員の給与削減と同等の給与削減額を算定し，運営費交付金等から減額したいと考えている。

（２）運営費交付金から削減される想定額(平成２４年度)

約２５億２千万円（正規職員分～２３億５千万，非正規職員分～１億７千万円）

（３）運営費交付金の削減が予想される中で，教育・研究の質を低下させずに対応するとした場合，教職員の給与を削減せざるを得ない状況である。

（４）平成２４年度の影響額

８月から実施の場合の給与削減額の総額　１４．５億円（大学負担額１０．７億円）

※１ヶ月の大学負担額　１．３億円（期末手当・勤勉手当分を除く。）

２．対処方法　　給与の支給額について，以下の方法により削減する。

（１）対象者

すべての役員及び教職員。ただし，非正規職員（契約職員，短時間勤務職員，特任教員，嘱託職員）を除く。

（２）実施時期

平成２４年８月１日から実施予定（役員については，平成２４年７月１日から実施予定）

（３）削減内容

①基本給月額の支給額の減額

基本給表	級	削減率	在職者の主な職種
一般職(A)	７級以上	▲9.77%	部長
	３級～６級	▲7.77%	課長，室長，事務長，課長補佐，係長，主任，技術専門員，技術専門職員
	２級以下	▲4.77%	一般職員，技術職員
一般職(B)	４級以上	▲7.77%	調理師
	３級以下	▲4.77%	調理師
海事職(A)	６級以上	▲9.77%	船長，機関長
	３級～５級	▲7.77%	船長，機関長，一等・二等(航海・機関)士，通信長
	２級以下	▲4.77%	航海士，機関士，通信士
海事職(B)	４級以上	▲7.77%	甲板長，操機長，司厨長，甲板次長，操機次長，司厨次長
	３級以下	▲4.77%	操機手，操舵手，甲板員，機関員，司厨手，司厨員
教育職	５級	▲9.77%	教授
	３級～４級	▲7.77%	准教授，講師
	２級以下	▲4.77%	助教，助手，教務職員
医療職(A)	３級～７級	▲7.77%	診療支援部長，副薬剤部長，技師長，薬剤室長，栄養士長，副技師長，主任技師，栄養士，技師，薬剤師，栄養士
	２級以下	▲4.77%	技師，薬剤師，栄養士
医療職(B)	７級	▲9.77%	看護部長
	３級～６級	▲7.77%	副看護部長，看護師長，副看護師長
	２級以下	▲4.77%	看護師，助産師

②管理職手当の支給額の減額　　一律　▲１０％

③期末手当及び勤勉手当の支給額の減額　　一律　▲９．７７％

④基本給月額に連動する手当に係る支給額の減額　　基本給の減額率に応じて減額

※連動する手当の例：地域手当，超過勤務手当，広域異動手当，特地勤務手当等

（案）

平成２４年６月　　日

教職員　各　位

総　長　　佐　伯　　浩

給与支給額の減額について

本学の運営につきましては，日頃よりご協力を頂きお礼申し上げます。

さて，平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災による未曾有の災害に対する復旧・復興について，国として全力で取り組みが行われているところですが，復旧・復興には多額な財源が必要であることから，復興財源に充てるために国家公務員においては，その給与支給額を平成２４年４月から２年間，平均７．８％削減しているところです。

平成２４年５月１１日に開催された閣僚懇談会において，安住財務大臣から，「運営費交付金により人件費が賄われている独法等については，国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し，運営費交付金より減額したいと考えている。」旨の発言がありました。

本学の運営については，その約４割を国からの運営費交付金で賄っていることから，公的機関として社会的責任を果たす必要があるとともに，復興財源に充てるために運営費交付金が減額される方向であることから，教職員の給与支給額を減額せざるを得ない状況となっております。

今後，教職員の意見を聞いたうえで，具体的な減額率，実施時期について検討することといたしますが，教職員の給与支給額について減額をお願いしなければならない状況にあることをご理解頂き，何卒ご協力をお願いいたします。

なお，実施に係る詳細については，決定次第，改めてお知らせいたします。